

《サンスマイル保険へご加入にあたっての補償内容のご説明》

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分にご確認ください。

お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いしない主な場合
<p>【動産総合保険】 <small>盗難のみ担保特約条件 二輪車施設中のみ担保特約条件 自動二輪車等保管外危険担保特約条件 全損のみ担保特約条件(付帯)</small></p> <p>ご加入いただいた二輪車がエンジンロック、ハンドルロック、ホイールロック(U字型のロック等)、その他これらと同等以上の機能を有する物のすべてが施錠されている間に行われた盗難により損害(部品、パーツ等の盗難による一部分のみの損害は補償の対象ではありません。)を受け全損(※1)となった場合に保険金額(※2)から免責金額(保険金額の10%)を差し引いた額を保険金としてお支払いします。 (※1)全損とは次に該当した場合をいいます。 ①ご加入いただいた二輪車に生じた損害の額が、保険価額(※2)の全額に相当する額以上となった場合 ②損害を受けた二輪車を修繕するために要する額が保険価額(※2)の全額に相当する額以上となった場合 (※2)メーカー希望希望小売価格×85%(5万円未満切捨て)</p> <p>この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合 ・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆盗難された二輪車が発見され、分損であった場合。 ◆オプションパーツ・装飾品、車両本体以外の物の盗難による損害。 ◆加入者の故意、重過失、法令違反。 ◆加入者の親族、使用人が自ら行った盗難または加担した盗難による損害。 ◆地震、噴火、暴動、風水害、火災、放射能汚染等の際の盗難による損害。 ◆盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難による損害。 ◆エンジンロック、ハンドルロック、ホイールロック(U字型のロック等)、その他これらと同等以上の機能を有する物のうち一つでも施錠されていない際の盗難

■総合生活保険 補償の概要等

交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具*3との衝突、接触等の交通事故 ●運行中の交通乗用具*3に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用され作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具*3の火災による事故 等

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害補償基本特約</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等 ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ等 	

【ご加入の際のご注意】

- 告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務): 申込画面上に★が付された事項はご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に申込画面に正確に入力してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)特に被保険者(保険の補償を受けられる方)の過去の保険金請求・受領歴、他の保険契約の有無などにご注意ください。
この保険のうち、総合生活保険については、告知事項は、以下のとおりとなります。(動産総合保険の告知事項については、申込書画面をご確認ください。)
- 他の保険契約等*を締結されている場合には、その内容(同時に申し込み契約を含みます。)
*「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払い責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。
- ②死亡保険金受取人の指定: 死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
- ③ご契約内容および事故報告内容の確認について: 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(一社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は弊社までご照会ください。

【もし事故がおきたときは】

- ①(総合生活保険の場合): 事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社に御連絡ください。
- ②(動産総合保険の場合) 損害が生じたことを知った場合には、直ちに所轄警察署に届け出るとともに、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
なお、保険の適用に際しては、警察の届出受理番号、Uロックの鍵等をご提出いただけます。
- ③保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ④ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

【ご加入後のご注意】

- ①加入者証が、2ヶ月以上経過しても届かないときはお手数ながら取扱代理店である㈱スズキビジネスへご照会くださいますようお願い致します。
- ②総合生活保険の通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務)
ご加入後に加入依頼書に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

㈱スズキビジネスは東京海上日動火災保険㈱との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、㈱スズキビジネスと締結され有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険㈱と直接契約されたものとなります。

【保険会社破綻時の取扱い】

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
※なお、盗難保険につきましては、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時の常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象補となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

この保険はスズキ株式会社をご契約者とし、総合生活保険については保険の対象者、動産総合保険については二輪所有者を被保険者とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則としてスズキ株式会社が有します。

このホームページ(パンフレット)は動産総合保険(盗難のみ担保特約条項、自動二輪車等保管場所外危険担保特約条項、全損のみ担保特約条項、二輪車施設中のみ担保特約条項付帯)および総合生活保険(交通事故傷害危険のみ補償特約)の概要について記載しています。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております。保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

お問い合わせは

■万一事故が発生した場合、またはご契約内容に変更があった場合等は下記へご連絡ください。

取扱代理店:  **スズキビジネス**

保険事業部 サンスマイル保険係
〒431-0201 静岡県浜松市西区篠原町21339
TEL:053-447-1718 FAX:053-448-5417
URL <http://www.suzuki-business.co.jp>

引受保険会社:  **東京海上日動火災保険株式会社**

担当課 静岡自動車営業部 スズキ室
〒430-8577 静岡県浜松市中区板屋町111-2
浜松アクタタワー10F
TEL:053-454-8946 FAX:053-454-8862

この契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。


<引受保険会社・引受割合>
東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社) 80%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 20%

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)